# 職場の労働問題でお困りの方へ

#### ~労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介~

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

# ◎まずは相談したい方

栃木労働局 (P1、P2) 栃木県 (P3)

栃木県労働委員会 (P4) 法テラス栃木 (P5)

栃木県弁護士会 (P6)

栃木県司法書士会 (P7) 栃木県社会保険労務士会 (P8)

# ◎紛争解決制度を利用したい方

栃木労働局 (P1、P2)

栃木県労働委員会 (P4) 栃木県司法書士会 (P7)

#### ◎裁判、労働審判等を利用したい方

宇都宮地方裁判所 (P9) 県内簡易裁判所 (P9)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	栃木労働局総合労働相談コーナー (住所)宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 3階雇用環境・均等室内 (電話)028-633-2795	総合労働相談コーナーにおける情報提供	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。
	宇都宮総合労働相談コーナー (住所)宇都宮市明保野町1-4		【費用】 無料。 
	宇都宮第2地方合同庁舎別館宇都宮労働基準監督署内(電話)028-633-4251		【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 
析木労働	足利総合労働相談コーナー (住所)足利市大正町864 足利労働基準監督署内 (電話)0284-41-1188	▪相談	【相談日時】 ●栃木労働局総合労働相談コーナー 月曜〜金曜 8:30〜17:15 ●栃木労働局各労働基準監督署内総合労 働相談コーナー 月曜〜金曜 9:00〜16:30 (祝祭日、年末年始は除く)
局(雇用	(住所)栃木市沼和田町20-24 栃木労働基準監督署内 (電話)0282-24-7766 <b>鹿沼総合労働相談コーナー</b> (住所)鹿沼市戸張町2365-5 鹿沼労働基準監督署内	栃木労働局長 による助言・ 指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、栃木 労働局長が、紛争当事者に対し、その問 題点を指摘し、解決の方向を示すことに より、紛争当事者の自主的な紛争解決を 促進する制度です。
環境	(電話)0289-64-3215 大田原総合労働相談コーナー	1H-47	【費用】 無料。
<ul><li>均等室)</li></ul>	(住所)大田原市本町2-2828-19 大田原労働基準監督署内 (電話) 0 2 8 7 - 2 2 - 2 2 7 9  日光総合労働相談コーナー (住所) 日光市今市3 0 5 - 1 日光労働基準監督署内 (電話) 0 2 8 8 - 2 2 - 0 2 7 3  真岡総合労働相談コーナー (住所) 真岡総合労働相談コーナー (住所) 真岡労助市荒野督署内 (電話) 0 2 8 5 - 8 2 - 4 4 4 3  【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サー	栃木紛争調整 委員会による あっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、栃木労働局長から委任を受けた栃木紛争調整員会(弁護士、大学教授等の委員で構成)から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施しまる裁判に比べ、手続が迅速かつもを要する。 お争当事者間であっせん案に民法上の和解契約のためプライバシーは保護されたあっせんを申請したことを理由に対したことを申請したことを可談上されています。
	真岡総合労働相談コーナー (住所)真岡市荒町5195 真岡労働基準監督署内 (電話)0285-82-4443 【特長】 簡易・迅速・無料・秘	委員会による	場合には、合意された内 和解契約の効力をもちま 非公開のためプライス れ、あっせんを申請した 業主が不利益な取扱いを されています。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
		-u/	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益 取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・ 介護休業、パートタイム労働者と正社員との の均等・均衡待遇等、男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法及びパートタイム労働法に 関する相談を受け付けています。
	栃木労働局	相 談 	【費用】 無料。
析	雇用環境・均等室 (住所)宇都宮市明保野町1-4		【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
木労	宇都宮第2地方合同庁舎 3階 (電話)028-633-2795		【相談日時】 月曜〜金曜 8:30~17:15 (祝祭日、年末年始は除く)
働局(雇用環境・		栃木労働局長 による紛争解 決の援助	に必要な具体策を提示(助言・指導・勧告)
均			【費用】 無料。
等室)	【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の紛争解決 援助サービス!	調停	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる労使の紛争に関して、栃木労働局長から委任を受けた栃木紛争調整委員会から選任された調停委員(弁護士、大学教授等労働問題の専門家)が、紛争解決に向けて調停を実施します。 紛争当事者が調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。  【費用】

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
	宇都宮労政事務所 (住所)宇都宮市竹林町1030-2 (電話)028-626-3053		【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解 雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々
	<b>小山労政事務所</b> (住所)小山市犬塚3-1-1 (電話)0285-22-4032		な問題について随時相談を受け付けています。
     栃	大田原労政事務所 (住所)大田原市中央1-9-9 (電話)0287-22-4158		【費用】 無料。 
木県(	<b>足利労政事務所</b> (住所)足利市伊勢町4-19 (電話)0284-41-1241		【相談方法】 面談、電話又はインターネット。
(各労政	栃木県産業労働観光部労働政策課 (住所)宇都宮市塙田1-1-20 (電話)028-623-3217		【相談日時】 月曜~金曜日
)政事務所、	インターネット 労働相談のページのURL http://www.pref.tochigi.lg.jp/ f06/question/shigoto/roudou/ 1290047047637.html	労働相談	(祝祭日、年末年始は除く) 8:30~17:15
労働政策課)			

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
			【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。
		労働相談	【費用】 無料。
	栃木県労働委員会 事務局		【相談方法】 面談又は電話。
	(住所)宇都宮市塙田1-1-20 (電話)028-623-3334		【相談日時】 月曜〜金曜日(祝祭日、年末年始は除く) 8:30〜17:15
栃木県労働委員会	【特長】 公益委員)・労・労・受用を 動員)のと 動員)のたり では構援 がある。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	個別労働関係紛争あっせん	【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益委員、労働者を員、労働者を員の三者構成のあったが働きによって解決のおいて解決の歩いでは、問題点を整理して解決の歩いでは、ないのようによって解決ができました。 おいましては、ないがでは、ないがでは、ないが、は、ないが、は、ないが、は、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、、労働組、、労働のの労使が、ののの労使が、のののののののののののののののののののののののののでは、、労働組、、労働をののののののののののののののののののののののののののののののののののの

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援	法テラス栃木 (住所) 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2階 (電話) 0503383-5395 サポートダイヤル (法テラスコール センター) (電話) 0570-078374		【サービス内容】 利用者からの問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相 談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。
			【利用方法】  ●法テラス栃木 電話又は来所  ●サポートダイヤル(法テラスコールセンター)  電話又はメール
		情報提供	【受付日時】  ●法テラス栃木 月曜〜金曜日9:00~16:00(祝祭日を除く)  ●サポートダイヤル(法テラスコールセンター) 月曜〜金曜日9:00~21:00  土曜日 9:00~17:00  (祝祭日を除く)
セン			【注意点】 情報提供業務では、個別具体的なアドバイスまでは行いません。
ター	法テラス栃木 (住所) 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2階 (電話) 0503383-5395	民事法律 扶助	【サービス内容】 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、一定の資力 要件等に該当すれば、無料で法律相談を受けることができ、さら に弁護士等の費用の立て替えも行うことができます。
┃ 栃 ┃ 木 ┃ 地			【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えは分割で償還していただきます。
地方事			【利用方法】 電話による事前予約となります。 また、電話での法律相談は行っておりません。
務所(法)			【注意点】 法律相談では収入・資産が一定基準以下であること。 弁護士費用等の立替えでは、勝訴の見込みがないとはいえないこ と。民事法律扶助の趣旨に適すること。が追加条件となります。 また、行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士に依頼して 労働審判や裁判等を行う場合にも利用することができます。
(法テラス栃木)		震災法律	【サービス内容】 東日本大震災の当時、災害救助法適用地域にお住まいだった方が 利用できる制度で、民事や行政に関する相談内容を対象としてい ます。期間は平成27年度から平成29年度の3年間。
			【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えは分割で償還していただきます。
		援助事業	【利用方法】 電話による事前予約となります。 また、電話での法律相談は行っておりません。
			【注意点】 弁護士費用等の立替えでは、震災を原因とした法的問題が対象と なります。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
		法律相談	【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・ 借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、 クレジット・サラ金、商エローン、刑事事件、 その他の法的トラブルについて相談をお受 けします。
	栃木県弁護士会 (住所)宇都宮市明保野町1-6 (電話)028-689-9000 (代表) (HP) http://www.tochiben.com/		【費用】 相談料 30分5400円 (交通事故相談及び債務整理相談は無料)
栃木県弁護士会	栃木県弁護士会 法律相談センター (電話) 028-689-9001		【相談日時】 ① 栃木県弁護士会館 毎週月曜~金曜日 13:30~17:00 ② 大田原商工会議所 毎月第2金曜日 13:30~17:00 ③ 小山市立生涯学習センター 毎月第1 土曜日 10:00~12:00 ④ 栃木商工会議所 毎月第3 土曜日 10:00~12:00 ⑤ 足利市民会館 毎週土曜日 9:00~12:00 (祝祭日にあたる際は変更の場合あり)
	【特長】 法律の専門家が親 身になって相談に 乗ります!	無料法律相談	【サービス概要】  地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力し、法律相談を実施しています。相談内容は、主催する団体により(イ)法律一般相談、(ロ)交通事故相談、(ハ)不動産取引相談(二)女性、外国人対象の相談に分かれています。 実施している主催機関、日時、相談内容等詳細については、栃木県弁護士会にお問い合わせいただくか、栃木県弁護士会ホームページにてご確認ください。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
析木県司法書士会 栃木県司法書士会	析木県司法書士会 (住所) 宇都宮市幸町1-4 (電話) 028-614-1122	無料法律相談栃木県司法書士会総合相談センター	【サービス整理、少額訴訟、調停等裁判所手続、相続、会社法人等等。 相続、会社法人等。 世子等会社法人等。 世子等会社法人等。 世子等。 一世、 一世、 一世、 一世、 一世、 一世、 一世、 一世、
		裁判外紛争解 決手続(ADR) 栃木県司法書士会調停 センター「こんぱす」	(祝祭日、年末年始を除く) 【サービス概要】 民間の紛争解決機関として、当事者と利害関係のない公正中立な第三者である司法書士が、当事者双方の言い分をじっくり聴きながら、専門家としての知見を生かして、話し合いによる柔軟な和解決を図ります。 紛争の目的価額が金 140 万円以下の民事に関する紛争に限定されます。
		トレーニングを積んだ司法書士が話し合いによる紛争解決をサポート	【費用】 有料。申立手数料 15,000 円 期日(2回目以降)手数料 10,000 円 合意成立報酬 20,000 円 ※平成 28 年 9 月 30 日までの申込案件は無料

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	宇都宮地方裁判所 民事部 (住所)宇都宮市小幡1-1-38 (電話) 028-621-2111 簡易裁判所 (電話) 028-621-2111 真岡簡易裁判所 (住所) 真岡6易裁判所 (住所) 真岡6易裁判所 (住所) 真田原市 5117-2 (電話) 0285-82-2076 大田原簡易裁判所 (住所) 大田原市中央2-3-25 (電話) 0287-22-2112 栃木簡易裁判所	【各手続の概要】  ● 民事調停手続(簡易裁判所) 調停主任(裁判官又は調停官)と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必少額訴訟手続(簡易裁判所) 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。
	(住所)栃木市旭町 16-31 (電話) 0282-23-0225 <b>足利簡易裁判所</b> (住所)足利市丸山町 621	【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料 の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。

#### 小山簡易裁判所 【ご注意】

(住所)小山市八幡町 1-2-11 (電話) 0285-22-0536

(電話) 0284-41-3118

裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフ レットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士 等の紹介は行っておりません。

上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。